

青森県工事材料事前審査要領の運用

平成 15 年	2 月 19 日制定
平成 15 年	5 月 1 日改正
平成 16 年	4 月 28 日改正
平成 24 年	4 月 1 日改正
平成 25 年	4 月 1 日改正
平成 29 年	4 月 1 日改正
令和 元年	7 月 10 日改正
令和 2 年	4 月 1 日改正

1. 要領第 4 条の申請書の様式及び提出部数等について

製造会社(工場)（以下、「申請者」という。）からの申請書添付資料は下記を原則とする。但し、下記以外の資料についても、工事検査課長から求められた場合は、提出するものとする。なお、添付資料は、兼用することが出来るものとする。

申請書添付資料

(1) 共通事項

青森県工事材料汎用品一覧表に掲載の各製品に一般・産業廃棄物、下水道汚泥又はそれらの焼却灰を溶融固化した溶融スラグ等を使用する場合は、J I S に規定している有害物質の溶出量と含有量の基準を満たしていることのほか溶融スラグ等の品質諸元を明らかにする資料を提出すること。

また、アスファルト混合物等に廃ガラスを使用する場合は、ロットごとに廃ガラスを均一に攪拌し、抽出したサンプルの溶出量試験、含有量試験を実施し「環境庁告示第 46 号」（土壤の汚染に係る環境基準）及び土壤汚染対策法の基準を満たしていることのほか廃ガラスの品質諸元を明らかにする資料を提出すること。

(2) 材料別添付資料

A コンクリート製品

1) 産業標準化法第 30 条により認証表示許可された製品を製造する工場の場合。

- ①適合性認証書の写し（付属書、認証の継続を証明できる資料等を含む）
- ②規格表等（形状図、規格表、配筋表、寸法許容差）
- ③規格寸法検査結果表—「規格等」毎に提出（1 規格以上）
- ④曲げ試験検査結果表—「規格等」毎に提出（1 規格以上）
- ⑤使用骨材採取に係る岩石等採取計画認可書の写し

2) 産業標準化法第 30 条により認証表示許可された製品の製造が無い工場の場合。

- ①規格表等（形状図、規格表、配筋表、寸法許容差）
- ②品質管理基準（原材料管理、生コンクリート管理、工場組織図等）
- ③生コンクリート配合表（示方配合、現場配合）
- ④生コンクリート品質管理表（スランプ、空気量、圧縮強度）—申請直近の月
- ⑤規格寸法検査結果表—「規格等」毎に提出（1 規格以上）
- ⑥曲げ試験検査結果表—「規格等」毎に提出（1 規格以上）

- ⑦ 製造管理自主評価表
- ⑧ 使用骨材採取に係る岩石等採取計画認可書の写し

B 石材類

- ① 試験成績表（書）（公的機関による試験）
- ② 岩石等採取計画認可書の写し

C アスファルト混合物

1. 国の事前審査制度により認定された混合物を製造する工場の場合。
(但し国認定品に、県の汎用品一覧表に掲載されている材料が含まれている場合)
 - ① アスファルト混合物事前審査認定証の写し
 - ② 青森県の工事材料事前審査アスファルト混合物総括表（様式—2）
 - ③ 使用骨材採取に係る岩石等採取計画認可書の写し
2. その他の工場の場合
 - ① 骨材試験結果表
 - ② 歴青材料試験成績表
 - ③ アスファルト混合物配合表（実施配合、プラント配合、現場配合）
 - ④ 使用骨材採取に係る岩石等採取計画認可書の写し

D 生コンクリート

- ① レディーミクストコンクリート配合報告書（配合計算書含む）
注) 塩化物含有量の計算書を添付する。
全塩化物イオン量が 0.30 kg/m³を超える場合は、事前審査対象外である。
また、JIS A 5308の付属書B.2a)によりアルカリシリカ反応抑制策をおこなっている場合はアルカリ総量計算書を添付する。
- ② 日本産業規格表示認証書の写し（認証の継続を証明できる資料等を含む）
- ③ 全国品質管理監査会議の統一基準に基づく監査合格書がある場合はその写し
- ④ 使用骨材採取に係る岩石等採取計画認可書の写し

附 則

この運用は、一部改定し令和2年4月1日から施行する。